

三浦医政局指導課長「連携構築には製薬企業からの情報提供が重要」

厚生労働省医政局指導課の三浦公嗣課長は、6月12・13日の日本医療マネジメント学会（長崎市）の講演で、「地域医療連携に取り組んでいる先生方から、『製薬企業からの情報提供が極めて重要』との話を伺う」と述べ、地域医療連携に製薬企業が果たす役割は大きいとの認識を示した。

「医療提供体制 今後の展望」と題した講演で、三浦課長は2008年4月から適用となった新医療計画について「連携そのものが医療計画の目玉」と述べ、医療機関が連携に取り組む上でまずやるべきことは、自院を受診する患者がどの医療機関から来たのか、そして自院で治療した患者をどこに紹介しているのかという患者の流れをしっかりと把握することであると、それによって自院がどの医療機関とつながりが深いのかを意識するようになるれば、連携が具体的に進むのではないかと考えを示した。

また、実際に連携に取り組んでいる医療機関や関係者が挙げる地域連携のポイントとして、まずは院内連携の構築（事務職も含めた多職種協同）行政や保健所、医師会等の関与、地域医療機関との定期的な会合（会合後の懇親会も重要）中心人物を世話人に、

1つの病院だけが音頭をとらない、製薬企業からの最新の連携情報の提供 等を紹介。このうち、製薬企業からの情報提供の重要性については「意外だった」としながらも、「全国展開している製薬企業は各地のさまざまな地域医療のあり方を見ている、あるいは関与しており、全国の詳細な動きを把握しているということなのかもしれない」と述べ、他地域の連携情報を入手し難い医療機関にとっては、製薬企業からの連携情報の提供が大きな役割を果たしていることを示した。

「地域医療再生基金で課題解決の道筋を」

2009年度補正予算で決定した「地域医療再生基金」（約3,100億円）については、三浦課長は、「この事業がうまくいけば、地域医療の再生方法が導き出せるかもしれない」と述べ、同事業が地域医療再生のモデル事業となることへの期待を示した。

同基金は、救急医療の確保や医師確保など地域の課題解決のために都道府県が地域医療再生計画を策定し、それに基づいた取組に対して財政支援を行うもの。三浦課長は基金の弾力的活用について、再生計画の対象地域は2次医療圏が基本となっているが、医師確保事業など県全体で実施した方が効果的な事業は県全体を対象として実施することが可能、

ハード（施設整備費等）ソフト（連携構築のための運営費等）の双方に使用可能、新規・拡充の場合は、国庫補助事業の地方負担分への充当も可能 等を説明し、同基金の都道府県負担分（補助率）は全く発生しないことも強調した。

金額は1地域につき100億円が10箇所、それ以外の地域については30億円を上限に分配される。100億円事業については提案された中から専門家による評価と選定を行うことから「全国的なコンペと言える」と述べ、都道府県が地域の課題解決のためにどのような事

業を行うのか、それぞれに考えて工夫を凝らして提案するよう要望した。また、新医療計画策定の際に財政的な事情から必要な事業等を盛り込めなかったという都道府県にとっては同基金によって体制強化が可能であるとし、「今後の地域医療を具体的に描く大きなチャンス」であるとした。